

公 告

東広島市公共施設保全業務に係るプロポーザルを実施するに当たり、東広島市物品調達等及び委託役務に関するプロポーザル実施基本要領（平成21年4月1日制定）第9条第1項の規定により、東広島市公共施設保全業務プロポーザル実施要領（本文・様式）（東広島市公共施設保全業務必須要件、提案仕様書において想定する事業スキームを含む。）、東広島市公共施設保全業務提案仕様書、東広島市公共施設保全業務に関する提案書作成要領、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（東広島市公共施設保全業務）設置要領、東広島市公共施設保全業務事業者選定要領を公衆の縦覧に供するので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年8月19日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 縦覧期間

令和7年8月19日から令和7年9月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）

2 縦覧場所

東広島市財務部管財課